

52安局(放安)第64号
昭和52年 7月 21日

殿

科学技術庁原子力安全局

局長 牧村 信之

トリチウムターゲットの放射線障害
防止法上の取扱いの変更について(通
知)

「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」の規制を受ける放射性同位元素の取扱いについては、同法の規定するところに従い、放射線障害の防止、公共の安全の確保について日頃格段の努力を願っているところであるが、従来、使用の許可において「密封された放射性同位元素」として取り扱ってきたトリチウムターゲットについては、漏えい等をしたトリチウムにより中性子発生装置及びトリチウムターゲット取扱作業室内の壁、床等の汚染がみられることにかんがみ、今後は、トリチウムターゲットは、汚染を生ずるおそれのない一部のものを除き、「密封されていない放射性同位元素」として取り扱うこととした。

よつて、各関係使用者におかれては、この旨御了知の

うえ、別紙ノ及びニ留意して所要の措置を講じられる
ようお願いします。

なお、本件に関する使用者の対応状況については、当
分の間は、立入検査に際し、重点事項（猶予期間を置い
た使用施設等の改善については重点指導事項）として取
り上げる予定であるので、併せて御了知願いたい。

(別紙 1)

非密封の放射性同位元素としてのトリウム・ターゲットに対する放射線障害防止法の規定の適用等

1. 使用・保管・廃棄 (法第5条 第17条 第19条)

(1) トリウム・ターゲットの使用に係る安全取扱い。

イ トリウム・ターゲットを中性子発生装置に取り付ける際及び取り外す際にトリウムを吸着しているチタン膜が剥離し、飛散するおそれがあるので、ポリエチレンシート等で床を覆い汚染を防止すること。

ロ トリウム・ターゲット取扱作業室では専用のスリッパを着用し、更に汚染のおそれのある作業を行う場合には専用の作業衣、手袋等を着用すること。(則第5条第7号)

ハ トリウム・ターゲット取扱終了時及びターゲット付近の掃拭を撤去するときは、放射線測定器等による汚染検査を行うこと。また、作業室から退出するときは、作業衣、手足等について汚染検査を行うこと。(則第5条第8～第10号)

ニ 汚染検査の結果、汚染の確認された物については、廃棄する場合、放射性廃棄物として取扱うこと。(則第19条)

(2) トリチウム・タレットの保管及び廃棄

イ. トリチウム・タレットは、常温でもわずかながらトリチウムの漏洩がみられ、また、湿気等により、タレット膜の劣化が進むので、取り外したタレットは、気密な構造の容器に入れて貯蔵、保管すること。(則第17条)

ロ. 現在、保管・廃棄中のトリチウム・タレットについても、上記イに準じて保管すること。(則第19条)

ハ. 真空ポンプの廃油その他の汚染された物は、専用の容器に封入するか、汚染の広がりを防止する特別な措置をして、保管・廃棄設備等で保管すること。(則第19条)

2. 測定 (法第20条)

(1) 汚染のおそれのある場所、機械等について、定期的なモニタリング等による汚染検査を実施すること。(則第15条第6号、第20条第1項等)

(2) 使用頻度の多い事業所では、トリチウムモニターを備え、排気中及び作業室内の空気中の放射能濃度を監視することが望ましいこと。(則第15条第6号、第20条第1項等)

3. 使用施設 廃棄施設 トリチウム漏洩ガス処理装置 (法第6条 令第2条 第17条)

(1) トリチウム・ターゲット取扱作業室に関しては、汚染検査室を設けること、汚染検査室は、作業室の出入口付近等に設け、最低限更衣ロッカー、放射線測定器、その他の安全管理に必要な物品を備えておくこと。

(2) 真空ポンプからの排ガスは作業室内に漏れないうちに排気装置又は必要に応じて漏洩ガス処理装置に接続すること。排気装置に接続した場合には、排気口付近を管理区域とすること。

なお、排気装置及び漏洩ガス処理装置への接続については、事業所によって使用頻度、使用状況が異なるので、実情に合わせて措置すること。

(3) トリチウム・ターゲット取扱作業室に関しては、上記(1)及び(2)のほか、令第2条の密封されていない放射性同位元素の使用に係る施設の基準によること。

4. その他

トリチウム・ターゲットを使用する中性子発生装置の安全取扱いについて、放射線障害予防規定に定めるか、又はマニュアルを作成して、安全管理の周知徹底を図ること。

(別紙2)

所要手続等

1. 昭和55年3月31日までに、次の手続のうち事業所の美態に照らし所要のものを終了すること。

(1) 使用施設(管理区域及び標識の変更を含む)等の変更許可申請

(2) 放射線障害予防規定の変更届

2. 本文中「汚染を生ずるおそれのない部分のもの」とは、トリウム・タングsten 密封型の封じ管にあって、いづれも等汚染を生ずるおそれのないものをいう。